

## 第4章 施策の展開

### 基本目標：自立と社会参加を支援するまちづくり

#### 1 教育・育成

##### (1) 特別支援教育の充実

###### < 現状や課題 >

平成18年6月に学校教育法等の改正が行われ、平成19年4月から、障がいのある児童・生徒等の教育の充実を図るため、複数の障がい種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」の制度に転換するとともに、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等に対して、適切な教育「特別支援教育」を行うことが法律で位置付けられました。特別支援教育とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくことになりました。小・中学校に在籍する発達に障がいのある児童・生徒を含む障がいのある子どもたちを適切に支援することが求められており、障がいのある一人ひとりの子どもたちの教育的ニーズに応じた指導のための教育的支援を行っていますが、個々に応じた支援は十分とは言えず、対応が難しいケースがあります。この背景として、特別支援学級の在籍者や通級による指導の対象者が増加していること、通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒（学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症により学習や生活の面で特別な支援が必要な児童・生徒）で、約6%程度の割合で存在する可能性があり、教育的対応がますます求められていること、児童・生徒の障がいの状態が多様化していることなどが挙げられます。

###### < 施策の方向性 >

特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的に遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。また、特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っていることから、特別支援教育を行うための体制の整備及び取り組みを行っていきます。

## 特別支援教育体制の確立

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
特別支援教育に関する 校内委員会の設置	発達障害を含む障がいのある幼児・児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、各学校に特別支援教育に関する委員会を設置し、全校的な支援体制を確立するように努めていきます。また、学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う、「特別支援教育コーディネーター」を指名し、校務分掌に位置付けます。
教育関係機関等との連携	県特別支援教育センターの教育相談や巡回指導、県立南越養護学校の教育相談により、指導内容や方法に関する指導や助言を受けるなど、児童相談所等、関係機関との連携に努めていきます。
保育園・幼稚園、小学校、 中学校の連携	保育園・幼稚園、小学校、中学校が連携し、気がかりな幼児児童・生徒についての情報を伝え合うことにより、就学や支援がスムーズに進められるように努めていきます。
教員の専門性の向上	特別支援教育の推進のためには、校長をはじめ教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠であることから、校内での研修を実施したり、校外での研修に参加したりすることにより専門性の向上に努めていきます。
特別支援学校と市内学校との 連携強化支援	県立南越養護学校が地域の幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校と連携しながら、特別支援教育の地域センターとして、地域に開かれた学校としての役割を果たせるよう支援します。

## 特別支援教育の充実

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
児童・生徒の実態の把握と 「個別の指導計画」の作成	特別な支援を必要とする児童・生徒の実態の把握に努め、一人ひとりに応じた教育を進めるために、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成し、ハローワークたけふ、児童相談所等、関係機関と連携をとりながら、指導の充実を図っていきます。
教育相談の充実	保護者からの障がいに関する悩みや不安などの相談を受ける時は、保護者の気持ちに対して共感的理解を持って対応し、共通理解を図りながら、児童・生徒への対応に努めていきます。

就学指導の充実	障がいのある児童・生徒が入進学する際には、保護者の入進学に関わる悩みや不安を解消させるため、保護者との教育相談会を実施したり、入進学先の学校の見学を設定したりするなど個々の実態に即した就学を進めるとともに、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めていきます。
支援員の配置	障がいのある幼児・児童・生徒の学習上・生活上の支援を行うため、支援員の効果的な配置に努め、指導や支援の充実に努めていきます。
学校施設の整備・充実	安心して充実した学校生活を送ることができるよう、また、障がいに応じた教育環境づくりを進めるために、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めていきます。

## (2) 就学前の保育・教育の充実

### < 現状や課題 >

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもへの保育・育成は、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立するためにも重要な役割を担っています。本市には、公立(9園)と私立(15園)合わせて24園の保育園がありますが、障がいや発達に遅れのある子どもに関し、集団生活が可能な限り受け入れを図るなど、保育を通じて障がいの有無にかかわらず、子どもがともに地域で育てる環境づくりに努めています。

### < 施策の方向性 >

障がいのある子どもの受け入れのために、保健、医療、福祉、教育等の庁内関係課をはじめ、県丹南健康福祉センター、県児童相談所など関係機関との連携を強化し、保育園職員の体制充実や資質向上を図ります。さらに、保護者がより身近なところで安心して相談ができるよう環境整備に努めます。

## 就学前の保育・教育の充実

### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
保育園における障がいのある子どもの受入体制の整備	保護者が、障がいのある子どもや発達に気がかりな子どもを安心して保育園に預けられるよう、保育士の加配や医療行為が必要な児童に対する看護師の配置など受入体制を整備します。
保育園職員の資質向上	障がいの状態や特性に応じた職員の専門性を確保するため、研修等を充実し、資質の向上に努めます。
障がいのある子どもに対する相談体制の充実	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うため、身近な地域で気軽に相談できる環境整備に努めます。

## 2 雇用・就業

### (1) 障がいのある人の雇用・就労の促進

#### <現状や課題>

雇用や就労の促進は、障がいのある人が生きがいを持って自立した生活を送る上できわめて重要です。障害者自立支援法の施行により、障がいのある人の「就労支援」は大きな柱と位置づけられました。こうした中、武生公共職業安定所（ハローワークたけふ）管内での障がいのある人の新規の求職申込件数は、ここ数年増加傾向にあり、就労意欲の高まりがうかがえます。その一方で、ハローワークたけふ管内における障害者雇用促進法に基づく法定雇用率未達成企業は、約49%に上っています。（平成19年6月1日現在）

ところで、障害者雇用促進法の改正施行により、平成18年4月からは、精神障がいのある人（手帳所持者）を雇用率に算定できるようになるなど、雇用促進に対する制度は整備されつつありますが、法の谷間にある障がいのある人（発達障害、高次脳機能障害など）は雇用の義務付けがないことや、その障がいの特性について事業主の理解度が低いことも、なかなか就労につながらない原因の一つに挙げられます。また、就労前の支援メニューは拡大しつつありますが、就労後の継続的な支援が限定されており、障がいのある人を雇用する事業所側も、今一步を踏み出せない現実があります。今後、市内特別支援学校の卒業生も毎年見込まれ、ハローワークたけふをはじめ、教育・行政機関、福祉サービス事業所等、関係機関の連携により就労支援に向けた取り組みの強化が課題です。

#### <施策の方向性>

障がいの種類や程度に応じ、就労前後にわたってのきめ細かな対策をハローワークたけふや福祉サービス事業所をはじめ、関係機関と連携を図りながら、総合的に検討します。また、より多くの障がいのある人が就労機会にアクセスできるように情報提供や周知に努めます。さらに、各種助成制度の周知、法定雇用率の未達成企業に対する指導などをハローワークたけふと協力して企業等に働きかけます。また、丹南地区障害児・者自立支援協議会の関係部会等の中で、就労支援に関する広域的ネットワーク形成に取り組みます。

### 障がいのある人の雇用・就労の促進、定着支援

#### <具体的な取り組み施策>

取り組み	概要
就労移行支援、就労継続支援	障がいのある人の就労意欲を尊重し、サービスの支給決定を行います。また、企業等を含め、関係機関の理解と協力を求めながら、障がいのある人の雇用促進に努めます。
就労支援のネットワーク強化	丹南地区障害児・者自立支援協議会の活用により、福祉サービスや保健・医療関係者、教育・雇用関係機関との広域的なネットワークの充実を図り、就労促進につなげます。

一般就労への移行支援	福井障害者職業センターで行っている職業準備支援や職業訓練、職場へのジョブコーチ派遣、ハローワークたけふで行っているトライアル雇用や就職を前提とした職場適応訓練などの就労支援制度について、周知を図ります。
在宅就業の促進	多様な就業形態による就業機会の拡大を図るため、IT活用や事業所への普及活動などを検討します。
企業（事業主）に対する理解の促進	商工会議所や商工会をはじめ、関係機関と連携しながら、企業に対する理解を促進します。また、企業の設備的・人的負担軽減のため、ハローワークたけふや県雇用支援協会が行う各種助成金制度や企業訪問による雇用相談などの諸施策について活用を促します。
障がいのある人を雇用している企業への入札制度上の優遇措置の充実	公共工事の発注において、障がいのある人の雇用など、市内企業の地域貢献度を加算評価するなど、制度の充実を図り、地域に根ざした地元企業の育成を図るとともに、障がいのある人の雇用促進につなげます。
就労後の定着支援の充実	就労支援機関との連携により、就労後の様々な問題の把握や情報収集に努めます。また、働きやすい職場に整備するため、ハローワークや県雇用支援協会が随時行っている職場環境整備等についての相談業務やジョブコーチによる職場での支援の活用を促します。
職親制度の充実	知的障がいのある人を自己のもとに預かり、または自己のもとに通わせて保護し、その性格や能力に応じ、自立生活に必要な指導を行う職親制度について、今後は、一般就労への過渡的な就労、訓練の場であることを重視し、一般就労へとつなげていけるよう、事業者の理解と雇用促進に努めます。
優良企業の事例研修会の開催	障がいのある人を積極的に雇用している企業の取り組みや実践例について、ハローワークたけふ等、関係機関と連携し、企業関係者に対して研修会を開催します。
公的機関における障がいのある人の雇用促進	市の関係機関や公共施設において障がいのある人の雇用促進に努めます。
障害者雇用促進法の対象とならない障がいのある人の就労状況の把握	発達障害や高次脳機能障害など、現在障害者雇用促進法に基づく雇用義務の対象となっていない障がいのある人について、ハローワークたけふや県発達障害児者支援センターなどの支援機関から情報を収集するなど、就労状況や問題把握に努め、雇用拡大に向けて検討を行います。

## (2) 福祉的就労の場の確保

### < 現状や課題 >

障がいの種類や程度、年齢などによって、一般就労につながるケースが困難な人も多いことから、様々な福祉的就労の場の確保が必要です。障害者自立支援法の本格施行により、平成 23 年度末までに「就労移行支援」「就労継続支援」「地域活動支援センター事業」等の新しい事業体系へ完全に移行することとなっています。このことにより、福祉サービス事業所では、身体・知的・精神の障がいの区分に関わらず、利用者を受け入れが可能となります。

しかし、今後は、市内特別支援学校の卒業生や退院後間もない回復途上の精神障がいのある人など、一般就労が難しい人の増加が予想されることから、福祉的就労の場、日中活動の場の充実が求められています。また、障がいのある人の経済的自立に向けて、授産工賃等のアップ、さらに福祉サービス事業所の安定運営のために、仕事（作業）の確保、利用者のニーズに応えた作業内容の多様化などについての支援も課題に挙げられます。

### < 施策の方向性 >

一般就労が難しい障がいのある人が、作業訓練や働くことによって、社会参加の機会を得ることや自己実現を図ることは、きわめて大切なことから、福祉的就労の場、日中活動の場の充実確保に努めるとともに、利用促進を図ります。また、利用者が自立した生活を送れるよう、授産工賃のアップ等について、県の取り組みとも連携し、公共施設における製品の発注の促進や販路拡大の支援、業務の委託などに積極的に努めます。

## 福祉的就労の場の確保

### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
就労継続支援の充実	訓練等給付による「就労継続支援」サービスを提供する事業所の確保に努めるとともに、作業の確保・拡大に向けた取り組みを推進し、一般企業への就労が困難な障がいのある人の就労の場に充実に努めます。
地域活動支援センターの充実	障がいのある人の利用促進を図り、創作的活動または生産活動の機会等の充実と交流促進を図ります。
通所型事業所の施設整備への支援	障がいのある人が身近な地域で就労できるよう、国の補助制度や民間の助成金を活用して、就労移行支援事業や就労継続支援事業を実施する通所型事業所の施設整備に対し、市も必要な支援を行います。
授産等工賃アップに向けた取り組みの充実	市の業務に関し、福祉サービス事業所への委託等の可能性を検討し、実施に向けた取り組みを進めます。併せて、優先的な発注に努めます。授産製品の販路拡大のために、県と連携

	し、特に官公庁における授産製品の販売会などの開催に取り組みます。さらに県の授産工賃等倍増5カ年計画に基づき、県と連携して工賃アップに向けた取り組みを行います。
--	---

### 3 社会参加

#### (1) スポーツ、レクリエーションの振興

##### < 現状や課題 >

障がいのある人にとって、スポーツ、レクリエーション活動は、健康の増進のみならず、地域社会とのつながりを保ちながら、相互交流の輪を広げ、生活を豊かにする上で重要なことです。本市では身体に障がいのある人のスポーツ大会を開催している外、障害者団体が実施するレクリエーション活動に対して支援を行い、参加促進を図っています。今後、障がいの種別や有無に関わらず、ともに参加できるスポーツやレクリエーションの機会の充実が求められています。また、スポーツ指導者の養成などの人材確保やボランティアなど支援者の育成も課題です。その一方で障がいのある人が安心してスポーツやレクリエーション活動が行えるよう、公共施設の改善や整備を進めていく必要があります。

##### < 施策の方向性 >

スポーツ・レクリエーションなどを通じて、障がいのある人の社会参加を促進するとともに障がいの有無にかかわらず、ともに参加し楽しむことができる機会拡充と、その環境整備に努めていきます。

#### スポーツ、レクリエーションへの参加促進

##### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
スポーツ大会、レクリエーション活動等への参加促進	障がいのある人の社会参加を促進するため、障害者団体と連携して、スポーツ大会、レクリエーション活動等への参加促進のため情報提供に努めます。また、障がいの種別にかかわらず、参加できるよう機会の拡充に努めます。さらに、市社会福祉協議会と連携し、障害者団体等の実施するスポーツやレクリエーションの場へボランティアの派遣に努めます。
スポーツインストラクター等指導者の育成	障がいのある人のスポーツ活動を理解し、技術指導のできるインストラクター育成のため、研修を行うとともに、障がいのある人のスポーツ教室を開催します。
体育施設の整備及びスポーツ用具の充実	施設の整備、改修時には、バリアフリーの視点で障がいのある人がスポーツ、レクリエーション活動へ参加しやすい環境づくりに努めます。また、ニュースポーツ等の用具の充実を図ります。

障害者団体の育成・活動支援	障害者団体の代表等を通じて、団体が抱える課題の把握に努めるとともに、障がいのある人や家族の加入促進、団体の自主的な活動など、障害者団体の活性化につながる取り組みに対し、広く紹介するなど支援を行います。
---------------	--

## (2) 生涯学習活動の充実

### < 現状や課題 >

障がいのある人の生涯学習に関しては、その関心が大きく高まる中で、これまで以上に学習できる社会環境が求められています。しかし、学習内容、学習情報の提供の面でやや社会的に不利な状況になることがあります。こうしたことから、障がいのある人のニーズに応えた生涯学習メニューの充実や情報提供のあり方、受入体制等の充実が課題です。

一方、障がいのある人の自己実現や社会参加を促進していく上で、日中活動、余暇活動による成果となる、文化・芸術作品の発表や展示などの機会の創出が求められています。

### < 施策の方向性 >

障がいの有無にかかわらず、誰もがいつでもどこでも学ぶことができる生涯学習社会を目指し、学習の機会及び学びの場の充実を目指します。

## 障がいのある人の学習、文化、芸術活動の充実

### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
生涯学習活動に関する情報交換	障がいの有無にかかわらず、生涯学習活動に積極的に参加できるように講座の周知など情報提供のあり方を検討します。また、障がいのある人から学習メニューに関する要望や参加促進に関する課題を聴く機会を設けます。
生涯学習活動を推進する人材の発掘	障がいのある人の生涯学習活動に対し、指導援助できる人材の発掘に努めます。
生涯学習環境の整備	生涯学習センター、地区公民館の施設改修や整備の際にバリアフリーの視点で、障がいの種別にかかわらず、参加しやすい環境整備に努めます。
活動成果の発表・展示機会の確保	福祉サービス事業所と連携し、障がいのある人の文化、芸術活動の成果を発表・展示する機会を設け、自己実現や社会参加を促進するとともに市民への理解を深めます。

## 4 保健・医療

### (1) 疾病の予防と障がいの早期発見

#### <現状や課題>

障がいの原因となる疾病などの早期の発見・治療・療育を図るため、本市では母子保健対策として、妊婦から乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を実施し、各健診とも受診率は90%を超えています。しかし、近年クローズアップされているLD(学習障害) ADHD(注意欠陥/多動性障害) 高機能自閉症等の発達障害などは、保育園や幼稚園で集団生活をする年齢になってから顕在化することも多いことが指摘されています。このため、従来の健康診査だけでは発見しづらいことや、障がいの特性、必要な配慮等に関し、市民の理解が進んでいないことも問題となっています。乳幼児の疾病や発達の問題に関して、早期発見や早期治療を行うためには、疾病の発見や発達の評価を的確に行えるように、医療機関や保育園・幼稚園等関係機関と連携し、健康診査の精度管理を高める必要があります。併せて、健康診査の未受診者の把握にも努め、すべての子どもに早期発見の機会を設ける必要があります。一方、壮年期以降には、生活習慣病による障がいの発生も多く、それらの生活習慣病は、予防や早期発見が可能であり、早期治療と合わせてたいへん重要であることから、総合的な生活習慣病予防対策を推進する必要があります。特に、平成20年度から医療保険者に義務付けされる特定健康診査の実施に伴い、受診率の向上と事後指導の充実を図る必要があります。ところで、平成18年4月、介護保険法の改正により、予防重視型のシステムに転換がなされたことから、老年期における疾病の予防についても、介護保険と連携した取り組みが課題です。また、社会生活環境の変化によるストレスから不安や悩みを抱えた人や健康を損なう人が増えています。全国的にもうつ病患者や自殺者の増加が大きな社会問題となっていることから、心と体の健康づくりを支援し、疾病の予防に取り組むとともに、自殺予防の相談支援の体制づくりを進めることが必要です。

#### <施策の方向性>

乳幼児期から老年期にわたり、それぞれのライフステージに応じた疾病予防や早期発見のための対策を進め、各種保健事業を充実させるとともに、生活の質(QOL)の向上を目指した支援体制づくりを進めます。

## 母子保健事業の充実

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
母子・父子健康手帳の交付	妊婦と胎児の健康のため、母子健康手帳の交付時に妊婦の健康相談に応じます。
妊婦健康診査の助成	妊婦が健康診査を受診することにより、障がいの発生する恐れのある疾病や異常等を予防し、健康で安全な出産を迎えられるよう医療機関と協力し支援します。
両親学級	妊婦と夫に対し、妊娠期間を不安なく健やかに過ごし育児に取り組めるよう、父親の積極的な育児参加の啓発や出産前後の健康管理に関する教育を行います。
予防接種の推進	疾病や感染症を予防するため、予防接種の勧奨を行うとともに必要性の周知を図ります。
乳幼児健康診査 (4か月、9・10か月、 1歳6か月、3歳)	発達の節目に応じた時期の健康診査を医療機関と連携しながら実施することにより、乳幼児の成長や発達の確認及び障がいの早期発見に努めます。未受診者に対しては、再通知や電話・訪問等での受診の勧奨や関係機関との連携により受診率の向上を図ります。
健康診査後のフォロー体制 の充実	健康診査後に成長・発達に支援が必要と認められた子と親に対して関係機関との連携を図りながら、専門的な療育指導に結びつけるとともに、その過程で生じる保護者の不安や心配に配慮した関わりを行います。発達障害や遅れ等の疑いにとどまる場合も含め、きめ細やかな支援を行います。
気がかりな子どもの支援	発達障害等は健診だけでは発見が難しい場合があり、日常生活の場での気づきにより発見されることが少なくないため、保育園や幼稚園等を訪問し連携を深め、障がいの早期発見に努めます。

## 相談・支援体制の推進

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
妊産婦訪問指導	ハイリスク妊産婦を保健師・助産師等が家庭訪問し、必要な健康教育・健康相談を行います。
乳児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん事業)	赤ちゃんが生まれたら生後4か月までに、すべての家庭に訪問し、発育の確認や育児についての相談に努めます。
2か月児セミナー	発育の確認や今後の子どもの成長発達面、関わり方等を伝え、親子の心身の状況や養育環境等の把握や相談助言に努めます。

育児相談・離乳食教室	1歳未満の乳児を対象に、育児や発達の不安等を軽減するために保健師や栄養士等が相談に応じ、よりよい成長発達や適切なサービスに結びつけます。
赤ちゃんと運動あそび	1歳未満の乳児を対象に、理学療法士が主に運動発達に関する教育・相談を行い、発達の遅れ等が疑われる場合、早期支援につなげます。
こどものそうだん会	発達が遅れている等気がかりな乳幼児とその保護者等に対して、早期に言語聴覚士による評価、小児科医師による適切な診断・指導・助言を行います。必要に応じて医療機関等の関係機関につなげます。
のびのびはったつ教室	主に1歳6か月児健診後のことばや発達が気がかりなお子さんを対象とした親子教室にて教育・相談を実施し、必要に応じて適切な支援を行います。
身近な相談窓口の充実	妊娠から出産、育児という一連の母子保健の事業を通じて保護者等との関係づくりを進め、保護者の不安等を身近なところで気軽に相談できるよう支援体制の充実に努めます。

## 生活習慣病予防の推進

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
健康診査・がん検診	生活習慣病等の早期発見・治療のため医療機関等の協力のもとに実施します。
各種保健指導の実施	疾病の重症化や障がいの発生を防ぐため、健康診査の結果、保健指導が必要な人に対し、訪問指導や健康教育・健康相談等の保健指導を継続的に行います。
健康づくりの推進	疾病の予防や健康づくりに重点を置いた保健事業を推進し、市民の健康増進を目指した事業や健康づくりに関する情報提供を行います。

## 介護予防事業の推進

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
介護予防の推進	65歳以上の人を対象に、要介護状態になることを予防する介護予防事業を実施します。閉じこもりによるうつ病や筋骨格系疾患の予防を目的に歩いて通える範囲の集いの場の充実に努めます。生活機能評価で介護状態になりやすい人を選出し、個人に合った効果的な介護予防教室を継続します。

世代に合わせた健康づくり 推進	65歳になる前から生活習慣病の取り組みの強化を行い、介護の主な原因となっている脳卒中、認知症、廃用性症候群の予防に努めます。
--------------------	--

## (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実

### < 現状や課題 >

乳幼児期の早期療育は、その後の保育・学校教育等の各段階における生活の基盤をつくる上で重要であり、早期療育は身体機能の改善や基本的な生活能力の向上、コミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも大きな役割を果たしています。本市の「児童デイサービスセンターなないろ」では、療育の対象となる子どもは年々増加していますが、療育に関する多様化する保護者のニーズに応えるため、より一層の療育メニューや体制の充実が求められています。さらに、障がいの種類や程度に応じた療育を充実するとともに、育児不安や虐待防止といった幅広い観点に立ち、相談事業を含めた総合的な取り組みを進める必要があります。一方、障がいのある人（児）にとって、医療・リハビリテーションは、健康維持や障がいの軽減に密接に関係し、地域で安心して暮らしていく上で大きな意義を持っています。障がいのある人（児）がより身近な地域において適切な医療やリハビリテーションを受けられるように、専門機関との連携のもとに、ニーズにあった保健・医療体制の充実に向けていくことが課題です。また、障がいの程度の重い人（児）や家族にとって医療費の負担軽減は取り組みの課題として挙げられます。

### < 施策の方向性 >

保護者のニーズに応えた早期療育体制の充実のため、「市児童デイサービスセンターなないろ」の充実を図ります。障がいの程度を軽減し、自立生活を促進するよう、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションの提供ができるよう、専門機関と連携し地域医療体制の充実を目指します。また、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適正な利用を進めます。

### 地域医療体制の充実、発達支援・早期療育体制の整備

#### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
周産期医療体制の充実	ハイリスク妊婦・分娩とハイリスク新生児に対する医療体制の整備を国・県・関係機関に要望します。
医療機関との連携	低体重児や先天性疾患など出産前後や乳児期に障がいがかかる場合は、医療機関や県等との連携により親子を支える体制を整えます。
地域療育機能の促進	地域における医療機関等での小児療育機能の強化を県・関係機関等に要望します。

早期発達支援体制の整備	乳幼児健診や「のびのびはったつ教室」後の発達が気にかかる乳幼児に対し、市児童デイサービスセンターにて早期発達支援を行い、親子を支援する体制を整備します。
市児童デイサービスの充実	主に就学前の発達が気にかかる児童とその家族を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応することができるよう専門職による適切な療育及び指導を行います。 (内容) 個別訓練、グループ保育、コミュニケーション教室(スタッフ) 理学療法士、作業療法士、保育士、言語聴覚士等
個別支援計画の作成	児童デイサービス通所にあたっては、一人ひとりの発達段階に沿った個別支援計画を作成し、保護者とともに子どもの特性を理解し、援助方法や育児について指導・助言します。
発達健診・支援会議	障がいの早期発見や療育を効果的に進めるために専門医(小児科・整形外科)による面接相談を行い、療育や家庭生活に関する助言や指導を実施します。また、関係機関の担当者も交えて支援会議を開催し、情報交換や話し合いの中で子どもに対する理解を深め、発達やかかわり方等についての支援目標を共有し、一貫性のある対応ができるように努めます。
関係機関との連携及び移行支援	障がいのある子どもの地域の保育・教育機関への入園・就学に際しては、保護者の同意のもと、これまでの育ち・療育上の支援等について情報提供や移行支援を行い、途切れのない継続した支援ができるよう努めます。
歯科口腔保健センターでの診療	在宅の障がいのある人に対し、歯科口腔保健センターにて診療を行います。
在宅訪問歯科診療	寝たきり(等)の重度の障がいのある人に対し、訪問歯科診療を行います。

## 医療費給付等の充実

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
自立支援医療の推進	身体に障がいのある人(児)が手術等によりその障がいを除去または軽減するための医療費を支給し、生活能力や職業能力を増進するとともに、精神障がいのある人の通院医療費の9割を公費負担し、適正な医療の普及を促進し自立した社会生活ができるよう支援します。
重度心身障害者(児)医療費助成	心身に重度の障がいのある人(児)の疾病に対して受診を容易にし、健康管理を図るため、保険診療の自己負担金相当額を公費で負担することで福祉の向上に努めます。

## リハビリテーションの充実

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
地域リハビリテーション体制の充実	福祉・保健・医療関係者との連携を図り、一人ひとりの障がいの状態に応じた適切なリハビリテーションを検討していきます。

## (3) 精神保健の普及・啓発と施策の充実

< 現状や課題 >

精神保健については、長期入院患者やアルコール症患者の増加、高齢化による認知症高齢者の増加、自殺等が大きな問題となっており、在宅支援を今後進めていく上で、精神状態に合わせたそれぞれの専門医療、適切なリハビリテーション及び生活支援が必要です。

精神障がいのある人に関して、未だに疾病に対する誤解や偏見により、社会復帰や自立を妨げる要因となっています。こうした中、精神障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。こうしたことから誤解や偏見を取り除くため、家族支援を含め、市民の精神保健に対して正しい知識の普及や情報提供に努めるなど、精神障がいのある人が積極的に社会参加や就労するための支援や環境整備が必要です。なお、障害者自立支援法の施行により、精神障がいのある人への福祉サービスの充実が図られてきましたが、依然として地域生活を支える社会資源は不足しており、他の障害者施策に比べ立ち遅れている状況にあります。

< 施策の方向性 >

市民に対して、精神保健に関する正しい知識の普及や情報提供に努め、相談支援の充実による家族支援を含め、精神障がいのある人が地域で生活が送れるように在宅福祉サービスの充実に取り組みます。

## 精神保健知識の普及・啓発及び相談事業の推進

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発	うつ病など、こころの病気の正しい理解や予防法などこころの健康に関する知識についてインターネットの活用やパンフレットの作成、講演会などの開催などにより周知を図り、自分や家族、身の回りの人の病気の早期発見・早期治療ができるよう支援します。
	県丹南健康福祉センター等関係機関と連携しながら、市民に精神障がいの特性及び精神障がいのある人に対する配慮など正しい知識を普及し、理解と関心を深め、地域で支えるこ

	とのできるまちづくりに努めます。
相談体制の充実	市民にとって身近な専門相談窓口として福祉健康センターと社会福祉センターにおいてカウンセラーを配置した相談事業を実施し、相談体制の充実を図ります。
	こころの健康に関する相談機関が相互に連携し、また職員の相談技術の向上を図ることでうつ病をはじめとする精神疾患に関する相談体制の強化を図ります。

### 精神保健福祉施策の推進

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
福祉サービスの周知及び在宅福祉サービスの充実	福祉サービスの周知を図るとともに、精神障がいのある人の在宅サービスの充実に取り組みます。
精神障がいのある人の活動の場の充実	地域活動支援センター等関係機関と連携し、精神障がいのある人の活動の場を充実し、地域住民の理解と社会復帰の促進を図ります。
ボランティアの育成	精神障がいのある人を支えるボランティアを育成・支援し、理解と社会参加活動を促進します。
当事者・家族等の支援	家族会等、精神障がいのある人とその家族を支援する体制を充実し、精神障がいのある人の社会復帰促進を図ります。

### (4) 難病(特定疾患を含む)に関する施策の推進

< 現状や課題 >

原因が不明で治療方法が確立されていない難病は、療養が長期にわたるため、患者や家族は医療、生活面さらには精神的に様々な悩みを抱えて生活しています。特に、症状の重い難病患者については、必要な時に入院できるよう関係医療機関とのネットワークの充実や在宅療養開始時の支援等、きめ細かな対応が求められています。

< 施策の方向性 >

県丹南健康福祉センター等関係機関と連携し、難病患者等に対する相談支援や居宅生活支援について、周知や取り組みを強化します。

## 難病患者の生活支援の充実

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
居宅生活支援の推進	居宅介護、短期入所、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした難病患者等居宅生活支援事業を推進します。
関係機関との連携による相談支援の充実	県丹南健康福祉センターや医療機関等との連携のもと相談支援事業を充実します。

## 5 生活支援

### (1) 相談支援体制の充実

< 現状や課題 >

障がいのある人が地域の中で安心して生活を送る上で、様々な生活上の課題を相談できる体制づくりが求められています。障害者自立支援法に基づく相談支援事業は、地域生活支援事業の市の必須事業として位置づけられました。本市においても、平成19年度に丹南圏域市町で設置した、「丹南地区障害児・者自立支援協議会」の中で関係機関による広域的なネットワーク構築等に向けた取り組みを進めています。今後は、障がいのある人の個々のライフステージに合わせた一貫した相談支援体制と個別事例対応体制づくりが必要です。また、ケアマネジメント体制の充実やケアマネジメント従事者の養成を図るとともに、相談支援事業者等と連携して、ケアマネジメント体制の強化に向けた取り組みが必要です。

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するものです。構成メンバーは、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等が想定されます。主な機能として、中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源の開発、改善、市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議、権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営等です。

< 施策の方向性 >

障がいのある人やその家族が抱える問題は、障がいの種別や程度により様々であり、相談支援体制を整備することは、障がいのある人が地域で安心して暮らしていく上できわめて大切です。今後は、自立支援協議会の機能強化を図るなど、相談体制の充実を図るとともに、障がいのある人のケアマネジメント体制の充実についても取り組みを行います。

## 相談支援・ケアマネジメント体制の整備

<具体的な取り組み施策>

取り組み	概要
相談支援事業の相談窓口の充実	障がいのある人やその家族、介護者等からの相談に適切に応じるとともに、適切な情報を提供できるよう、相談支援委託事業者の職員の専門性向上を促します。
自立支援協議会の機能強化	相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、教育・雇用関係機関、障害者団体による丹南地区障害児・者自立支援協議会の機能強化を図り、定期的な支援会議などを通じて困難事例の対応等を協議します。
身近な相談支援体制の充実	民生児童委員、障害者相談員などに対して、障がいの特性に応じた適切な情報提供を行うことにより、地域での身近な相談体制の充実を図ります。
ケアマネジメント体制の充実	保健、医療、福祉、労働、教育等の各関係機関が連携し、利用者のニーズに応じた効果的かつ適切なサービスを総合的に提供するため、個別のケア会議等チームアプローチの手法を生かした地域のマネジメント体制を充実します。

## (2) 生活支援(福祉)サービスの充実

<現状や課題>

障害者自立支援法では、福祉サービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別され、障がいの種別に関わりなくサービスが利用できるようになりました。ところが、福祉サービスの多くについては、実際の利用状況に比べ、今後あるいは将来的に利用したいと思っている人、いわゆる潜在層が多いことが挙げられます。一方で障害者自立支援法の施行により 障がいのある人の「施設からの地域移行」や「病院からの退院促進」を積極的に推進しているところです。こうしたことから、障がいのある人が自分の生活スタイルに合わせた暮らし方ができるよう、グループホームやケアホームなど、地域における居住の場の基盤整備を進めていく必要があります。併せて、障がいの程度や介護者の状況によっては、施設入所支援を必要とする人も少なくない状況です。さらに、在宅、施設入所を問わず、障がいのある人が将来にわたり経済的に安定した生活が送れるよう各種障害手当等の助成制度の充実が必要です。一方、障がいのある子どもやその家族の支援として、放課後や長期休暇の居場所の確保も大きな課題です。本市では、放課後対策としては児童クラブなどで受け入れを行い、また、夏休みなどの長期休暇期間中は、福祉サービス事業所などにおいて、主に地域生活支援事業の日中一時支援事業により預かり支援を行っていますが、保護者のニーズ等を十分に満たしているとは言えない状況です。

### < 施策の方向性 >

今後は、障害者自立支援法改正などの動向を見極め、福祉サービスを必要とする人が、いつでもサービスを利用できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。また、グループホームやケアホームなど、居住の場の計画的整備に関し、社会福祉法人等の取り組みに対し、国や県と連携し、地域移行を促進するための支援を行います。一方、地域で安定した生活が送れるよう手当等、経済的支援を継続します。また、障がいのある子どもやその家族の支援を強化するため、子どもの「居場所対策」として受け入れ体制の充実に向けた取り組みを進めます。

## 在宅生活支援の充実

### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
介護サービスの充実	障害程度認定区分と障がいの特性を踏まえ、ケアマネジメント体制で状況に応じた居宅介護等のサービス提供の充実を図り、在宅での生活を支援します。 「生活介護」を提供する事業者の確保及び質の向上に向けた取り組みを推進し、施設での日常生活上の支援等の充実を図ります。
訓練等サービスの充実	「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」を提供する事業者の確保及び質の向上に向けた取り組みを推進し、地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るための支援の充実を図ります。
福祉用具の利用促進と適切な給付・支給	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るための日常生活用具等の給付及び身体機能を補うための補装具の交付または修理に要する費用の支給において、障がいのある人の状況やニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ります。
経済的支援制度の周知及び利用促進	特別障害者手当等の各種手当等の経済的支援制度について周知し、利用促進を図ります。

## 日中活動の場の充実

### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
緊急時や休息のための預かりサービスの充実	緊急時に施設に短期間入所できるサービス(短期入所)や一時的な休息のための預かりサービス(日中一時支援)の充実を図り、介護している家族等を支援し、障がいのある人の在宅生活を促進します。
子どもの居場所対策の拡充	地域生活支援事業における日中一時支援事業の利用を促進するとともに、福祉サービス事業所へ受け入れの拡大を働きかけます。

学童保育事業の充実	保護者からのニーズを踏まえ、夏休み期間中も障がいのある児童の受け入れができるよう、心身障害児童クラブの充実に協力していきます。
学校と児童センターの連携の充実	障がいのある児童が放課後、円滑に児童センターを利用できるように小学校との連携をさらに図っていきます
児童センターの児童厚生員の障がいのある子どもの受け入れのスキルの向上	児童センターでの障がいのある児童の受け入れに対して、研修の案内、書籍の紹介などを通じて技能向上を図ります。
社会参加と交流の場の充実	地域生活支援事業である「地域活動支援センター事業」の充実に努め、障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会参加と交流促進を図ります。

## 生活の場の確保

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
グループホーム、ケアホームの設置促進	設置促進に向けて地域資源の活用の可能性を検討していくとともに、サービス提供事業所の参入及び事業拡大を促進します。
施設入所支援の充実	利用者及び福祉サービス事業者の意向を尊重し、経過措置の周知に努めながら、新サービス体系への移行を促進し、夜間に介護が必要な人の施設入所による生活の場の確保に努めます。
旧法身体障害者療護施設の早期改築	「福井県若越みどりの村」の入所者が快適に安心して暮らせる環境づくりのため、県等関係機関に対して施設の早期改築を継続して要望し、実現を目指します。
障害者自立支援法による福祉サービスの周知（再掲）	必要な人が主体的にサービスを選択し、適切に利用できるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、その他障害者施策に関するガイドブック（障害者福祉・社会参加のしおり）を作成し、サービス内容や利用方法の周知を図るとともに、利用負担の軽減制度等の周知を図ります。

## （３）権利擁護の推進

< 現状や課題 >

障がいのある人の中には、意思表示や意思決定が十分に行えず、結果として人権や財産に侵害を受けることがあります。また、サービスを利用する上で事業所との間で円滑な契約を行うことが必要であるとともに、利用者保護の視点が大切です。一方、障がいのある

人に対する虐待等について、その実態把握は難しく、なかなか相談などを通じて表面化するケースが少ない状況です。また、知的障がいのある人の中には、親亡き後の将来に不安を抱えている人が多く、権利擁護に関する情報提供、制度の周知に努め、利用しやすい方法についても検討していく必要があります。

#### < 施策の方向性 >

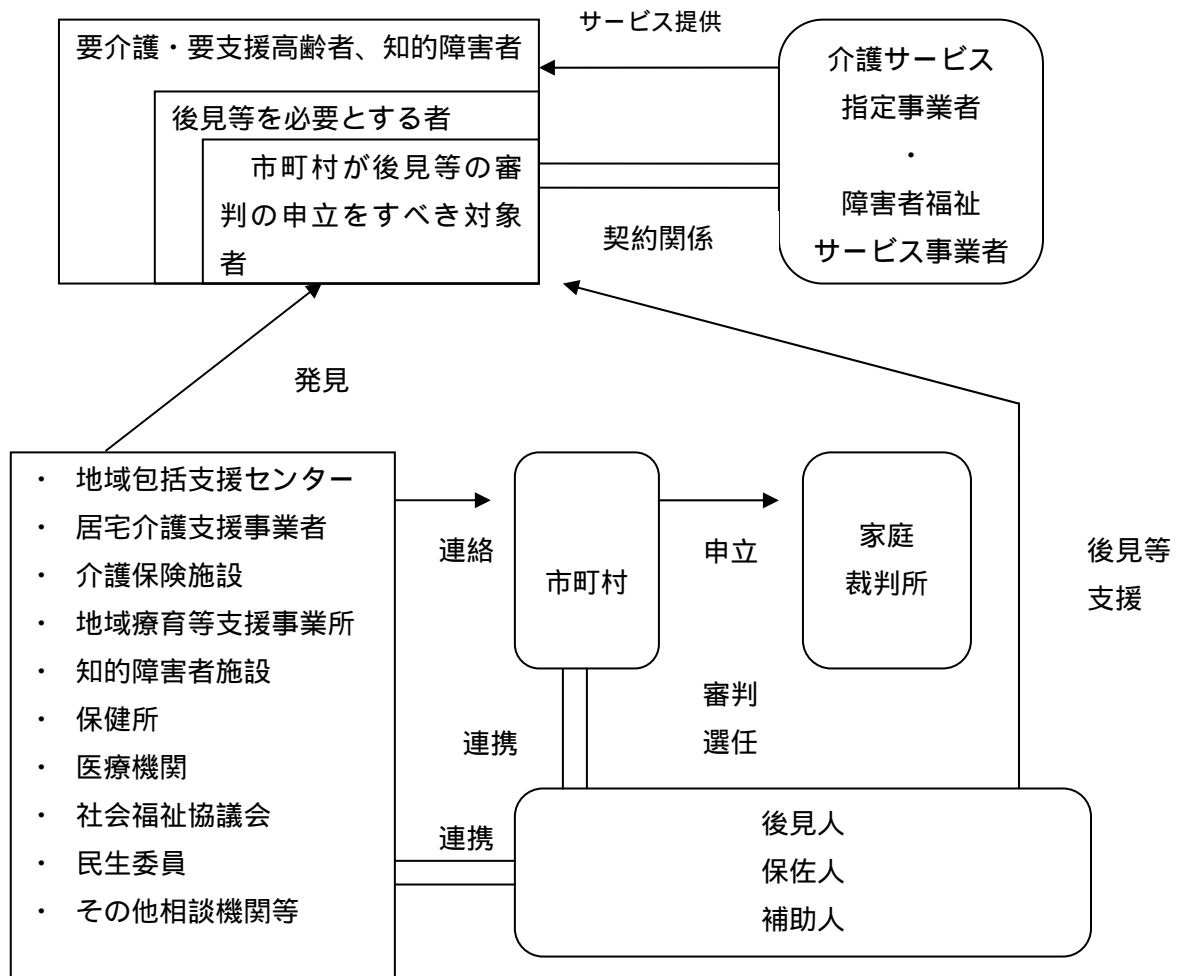
今後は、地域において、障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、障がいのある人の権利侵害の防止や問題の早期発見のため、市社会福祉協議会や民生児童委員等関係機関や団体とも連携して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の充実及び利用促進を図ります。また、本人自らが主人公となって自立した生活を送れるように問題対処能力（エンパワメント）を高めるための働きかけを行います。

### 権利擁護の推進

#### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
成年後見制度の利用促進	障がいのある人の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法など広く広報・啓発していくとともに、地域生活支援事業の相談支援事業に位置付けられた「成年後見制度利用支援事業」の充実を図り、利用促進を図ります。
日常生活自立支援事業の利用促進	判断能力が不十分な障がいのある人に対し、市社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」について周知し、利用促進を図ります。
地域全体で障がいのある人の権利を守る仕組みづくり	障がいのある人の権利擁護・人権侵害について、関係機関の連携による情報共有とネットワークづくりを検討します。
福祉サービスに関する苦情解決や障がいのある人への虐待防止対策の強化	県と協力して、福祉サービス事業所における第三者評価の制度の受審の促進を図ります。併せて利用者に対しては苦情解決制度を積極的に活用するよう周知します。また、丹南地区障害児・者自立支援協議会等の場の活用により、サービス管理責任者と連携して虐待の未然防止、虐待が発生した場合の適切な対応、再発の防止等に取り組めます。
エンパワメント機能の向上に向けた支援の充実	ケアマネジメント・プロセスを通して、利用者が権利主体として認識を高めることができるよう支援します。また、周りからの支援だけでなく、自らが主人公となって、自立した生活を送れるよう、問題対処能力の向上を働きかけます。

( 参照 ) 成年後見制度利用支援事業の概要



身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障がいのある人等であって、契約による介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用が困難な者のうち、介護保険等の利用にあたって成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立を行う家族がない場合など、市町村が後見等の審判の申立をすべきもの。

資料：厚生労働省資料に基づき作成

#### (4) 手帳を持たない「障がい」のある人への支援

##### < 現状や課題 >

発達障害や高次脳機能障害のうち、障害者手帳を持たない等の理由により、障害者自立支援法の対象とならないため、自立支援給付(福祉サービス)が受けられない人がいます。また、「境界線級の知的障がいのある人」や精神的な疾患による引きこもりの人など、生活上の困難さが認められているにもかかわらず、福祉サービスを受けられない人も多く存在しています。こうした人の実態把握はきわめて困難で、支援方策にも制限がありますが、「制度の狭間の障がいのある人」に対する支援を検討する必要があります。

##### < 施策の方向性 >

国や県の制度改正や施策充実などの動向を見ながら、本市においても在宅支援サービス等の充実策を検討します。また、福祉サービスを利用できるよう、障害者手帳の取得に向けた支援を行います。また、発達障がいは、県の発達障害者支援センターとも連携し、早期発見、福祉サービスの対象範囲の拡大など支援策について検討を進めます。なお、地域の実情をよく把握している、民生児童委員や障害者相談員等と情報交換等を密にし、早期対応や事案の解決策など児童福祉、地域包括支援センターなど、市の福祉関係部署が連携して、総合支援の体制を整えます。

#### 手帳を持たない「障がい」のある人への支援

##### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
発達障害者への支援	療育手帳の取得に関し、県総合福祉相談所へ協力依頼を行うとともに、県発達障害者支援センターと連携し、適切な支援のあり方を検討します。
高次脳機能障害者への支援	高次脳機能障害と診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象となることや障害年金の申請対象となることを周知し、専門的な相談機関である福井県高次脳機能障害支援センターの利用の促進を図ります。また、介護保険制度の対象外で精神障害者保健福祉手帳の未所持者であっても高次脳機能障害診断書で障害者自立支援法の福祉サービスが利用できることを周知します。
地域との連携強化	民生児童委員や障害者相談員と連携、情報交換を深め、個々の状態を調査し、障害者手帳の取得をはじめ、福祉サービスの利用ができないか等支援策を検討します。
総合的な支援に向けた取り組み強化	児童福祉、地域包括支援センター等、市の福祉関係部署と連携を強化し、総合的な支援体制づくりを進めます。

## 基本目標：ともに理解し、安心して暮らせるまちづくり

### 6 啓発・広報

#### (1) 啓発広報活動の促進

##### < 現状や課題 >

障がいのある人が地域の中で真に豊かな生活を送るためには、障がいや障がいのある人に対する市民の正しい知識と理解が必要です。昭和56年の「国際障害者年」とその後の「障害者のための国連10年」を契機として、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念が徐々に普及し始めました。しかし、障がいのある人や障がいの特性について、市民の理解がまだまだ進んでいるとは言えない状況です。今後は、あらゆる機会をとらえ、市民ぐるみで啓発活動に努め、障がいのある人への理解を深めていくことが求められます。

##### < 施策の方向性 >

「共生社会」の実現を図るために、その理念の普及を図るとともに、障がいの特性及び障がいのある人に関する市民の理解を深め、偏見や差別といった意識上の障壁を解消するため、多様な広報媒体を活用した広報啓発活動を行います。

#### 障がいのある人に対する正しい理解の促進

##### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
広報紙による情報提供の充実	市の広報紙を通じて福祉サービスの内容や各種手当、制度相談会の開催などに関する情報を分かりやすく掲載します。また、視覚に障がいのある人に対して「声の広報」等の充実を図ります。
「福祉・社会参加のしおり」の作成・配布	市の障がい福祉サービスに関する制度や事業を一覧にした「障害者福祉・社会参加のしおり」の内容の充実を図るとともに、障害者手帳の交付時やしおりの更新時に障がいのある人に配布します。
出前講座等、制度説明機会の確保	障がい者団体等の要請に応じ、各種制度やサービス内容等を説明する機会を確保します。またその中で当事者及び家族等が求めていることの把握に努め、必要な情報を提供します。
「障害者週間」における啓発活動の充実	障害者週間（毎年12月3日から9日）の期間中に、市民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人の社会参加意識の高揚を図るため、積極的な啓発・広報活動に努めます。

## (2) 福祉教育の推進

### < 現状や課題 >

市民が障がいの特性や障がいのある人について理解していくことは、共生のまちづくりを進める上で欠かせません。本市では、小中学校において、特別活動の時間や「総合的な学習の時間」を活用しながら、福祉施設での体験学習や体験ボランティアなど、体験型の福祉教育を実践しています。こうした子どもたちへの福祉教育に加え、生涯学習のあらゆる機会を通じて、身近なところから市民一人ひとりの福祉教育を推進していくことが求められます。

### < 施策の方向性 >

今後も小さな時期から様々な場面や機会を通じて、障がいや人権に対する理解を深めるための学習・交流機会の充実に努めるとともに、地域全体で障がいに対する知識の習得や理解を深めるための場の創出に努め、お互いを尊重し思いやる心の醸成を図ります。また、障がいや人権に対する理解を深めるための学習・交流機会の充実に努めるとともに、公共サービス従事者、特に市職員に対する障がいのある人への理解促進を図ります。

## 学校、地域における福祉教育の推進

### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
福祉教育の推進	小・中学校の特別活動の時間や「総合的な学習時間」の効果的利用により、成長段階に応じた福祉教育の推進に努めます。
交流教育等の推進	障がいのある子どもと障がいのない子どもが交流できる機会を設け、相互の理解を深めるとともに、より豊かな人間性の形成を推進します。
ボランティアスクールの充実	小・中・高校生等が様々な福祉活動を体験・実施するボランティアスクール(主催 市社会福祉協議会)が充実するよう支援します。
公共サービス従事者に関する理解促進	障がいのある人に対する理解や障がいの特性への配慮を深めるため、市職員等に対する研修などの実施に努めます。

## (3) ボランティア活動の促進

### < 現状や課題 >

障がいのある人が地域で安心して生活し、積極的に社会参加していくためには、行政施策の推進だけでなく、地域で活動する様々な市民の協力が必要です。現在、本市では手話奉仕員養成講座や市社会福祉協議会によるガイドヘルパー養成講座を開催し、ボランティア

の人材養成を図っています。一方、ボランティア活動を活性化していくためには、ボランティアを必要とする人とボランティア活動を広げていきたい人とをつないでいくことが重要です。また、障がいの有無にかかわらず、ボランティアに興味のある人が気軽に参加できるような環境を整備していくことが必要です。

#### < 施策の方向性 >

障がいのある人が必要とするボランティアニーズに応えるため、専門知識を活かしたボランティアの育成を図るとともに、それらがボランティア活動につながるようコーディネート機能の充実に努めます。また、市民のボランティア意識の醸成を図るために、各種講座の受講促進やボランティア情報の周知に努め、地域において活動したい人がボランティア活動に参加できるように環境整備を進めます。

### ボランティア活動への支援及び参加の促進

#### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
専門的な福祉ボランティアの養成	手話奉仕員、音訳ボランティア、ガイドヘルパー等の専門性の高いボランティアの養成講座による人材育成を図り、福祉ボランティア層の拡大に努めます。
各種ボランティア講座等への参加促進	市が行うボランティア養成講座をはじめ、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体が主催する各種講座についての情報提供を行い、市民の積極的な参加促進を図ります。
ボランティアに関する情報提供やコーディネート機能の充実	広報や障害者団体を通じて、ボランティア情報の提供に努め、市社会福祉協議会と協力して、障がいのある人が必要とするボランティアとをつなぐコーディネート機能の充実を図ります。
NPO、ボランティア団体の支援	市社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティア団体の障がい福祉向上のための活動に対し、広く市民に周知するとともに、活動の場を提供します。

## 7 生活環境

### (1) ユニバーサルデザインの推進

#### <現状や課題>

物理的な障壁（バリア）を取り除くことは、障がいの状態の大幅な低減につながることから、障がいのある人にとって、行動範囲の拡大、生活の質（QOL）の向上につながります。障がいのある人、ない人、また高齢者を含め、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進していくことが重要です。本市の公共施設は、誰もが安全に、また快適に利用できる状況とは言えず、改修時期等にあわせて改善が必要です。一方、障がいのある人が利用することの多い民間施設等に関しては、障がいのある人のニーズに合わせて、改善への協力を要請するとともに、必要な指導・助言を行う必要があります。

#### <施策の方向性>

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。このため、障がいのある人をはじめ、すべての市民が安全で安心して生活し、社会参加ができるよう、公共建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間において、バリアフリー化を推進していきます。

### 障がいのある人へのやさしい公共空間の整備

#### <具体的な取り組み施策>

取り組み	概要
生活空間のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進	歩道の段差解消や点字ブロックの敷設等バリアフリー化に努めるとともにユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、誰もが外出・社会参加のできるまちづくりを推進していきます。
公共施設等の整備におけるバリアフリー化の推進	多目的トイレやエレベーター設置の普及などバリアフリー改修やユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。
民間施設への啓発・助言	民間施設等に対し、障がいのある人にとっても使いやすい施設になるよう働きかけるとともに、必要に応じて指導・助言を行っていくよう努めます。

### (2) 住まいの整備

#### <現状や課題>

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送る上で、住まいの確保や整備は最も大切な

ものです。また、福祉施設から地域への移行を促進する中で、障がいの状態や介護の実態を十分に考慮し、住まいの場を確保していく必要があります。現在、本市では在宅で身体に重い障がいのある人に対して、住宅改造、住宅改修への助成事業を実施していますが、今後も暮らしやすい住宅づくりを促進していく必要があります。その一方で、市営住宅やグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等、障がいのある人の住まいの場の量的確保も大きな課題となっています。

#### < 施策の方向性 >

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、グループホーム、ケアホーム等、住まいの場の確保のため、地域資源や既存施設の活用等を検討します。また、国や県等の助成を受け、社会福祉法人等が実施するグループホーム等の施設整備にあたっては、市も支援を行います。また、在宅で重度の障がいのある人に対する住宅改造・住宅改修助成事業の利用促進を図ります。さらに、市営住宅等のバリアフリー化に努め、障がいのある人の住まいの場の整備充実を図ります。一方で、画一的な仕様のみならず、障がいの状態や特性に応じて、具体的な相談や助言、情報提供などの支援体制づくりを検討します。

### 暮らしやすい住宅づくりの促進

#### < 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
重度の障がいのある人の住宅改修・改造等への支援	住宅改修・改造等における助成を継続するとともに利用促進に努め、また具体的な助言や住宅に関する様々な情報提供を受けられるよう専門家や関係機関の連携による相談支援体制の強化を図ります。
市営住宅の整備・供給	市営住宅のバリアフリー化に努め、多様なニーズに対応できるよう市建築住宅課や福祉団体等と検討を進めます。
グループホーム等についての整備（再掲）	グループホームやケアホームの設置に向け、地域資源や市営住宅の活用について検討していくとともにサービス提供事業者の参入及び事業の拡大を促進します。

### (3) 情報バリアフリーの推進・コミュニケーション手段の確保

#### < 現状や課題 >

視覚や聴覚、言語障がいや知的、精神障がいのある人が地域で安心して生活していく上では、円滑なコミュニケーション手段の確保が欠かせません。また、近年、IT（情報通信技術）の発達、障がいのある人の情報収集や発信を容易にし、社会参加の促進に寄与すると期待されています。今後は、より一層の障がいの特性に対応した多様な情報提供の充実、IT利用の促進など情報バリアフリーの推進と、音訳ボランティアの養成、手話奉仕員等の派遣など、身近なところでのコミュニケーション支援の充実が課題です。

< 施策の方向性 >

視覚障がいや聴覚障がいをはじめ、それぞれの障がいの特性に対応した多様な手段で情報提供を図るとともに、日常的な情報発信・コミュニケーション手段の確保に努めます。

## 円滑なコミュニケーションの支援

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
コミュニケーション支援の強化	地域生活支援事業の「コミュニケーション支援」による手話奉仕員・要約筆記奉仕員、ガイドヘルパーの養成・確保を図りながら、派遣要件に関しても、社会的なニーズを踏まえ、社会参加につながるような派遣の推進に努めます。
日常生活用具給付の利用促進	地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」による情報・意思疎通支援用具の適正な給付促進を図ります。
情報提供手段の充実	「声の広報」や「障害者福祉・社会参加のしおり」について分かりやすい作成に努めます。また、障がいのある人や高齢者が市政情報を容易に入手できるよう、閲覧支援機能の導入など市ホームページの充実を図り、CATVやたんなんFMなどを利用し、様々な方法での情報提供を拡充します。

## (4) 交通・移動手手段の整備

< 現状や課題 >

介助が必要な障がいのある人が安心して外出できるようにするためには、日常生活に必要な公共交通手段や移動手手段やサービスを確保することが大きな課題です。本市における市民バスや路線バス、JR、福井鉄道福武線など公共交通機関等は、障がいのある人にとって重要な交通手段であり、設備面や運行面で一層の配慮が求められます。一方で、公共交通機関の利用が困難な障がいのある人も多いことから、地域生活支援事業における移動支援事業（通勤等を除く社会参加のための移動支援）や福祉タクシー利用料金助成事業などのサービスの継続や内容充実が必要です。また、移動に際しては、自家用自動車やタクシー等の利用が中心となることから、障がいのある人が専用に駐車できるスペースの確保や障がいのない人が駐車しないような意識付けといった心のバリアフリーの推進も課題として挙げられます。

< 施策の方向性 >

誰もが安心して暮らせる道路や歩道空間の整備に取り組みます。公共交通機関等については、関係機関とともに、路線の確保・充実や利便性の向上、施設のバリアフリー化の推進に努め、必要に応じて、国や県、交通事業者に積極的に支援を要請します。外出支援策

については、障がいのある人の状況や外出目的などに応じて、地域生活支援事業の「移動支援」などの事業を推進していきます。

## 移動・外出手段の支援

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
道路・歩道空間等の整備	誰もが安心して歩ける、段差のないゆとりある歩道の整備や地区環境にふさわしい生活圏道路の計画的な整備をユニバーサルデザインの視点により推進します。
公共交通機関の利用促進	障がいのある人に対して、市民バスの路線情報や運行時間など、利用促進に向けて窓口等で周知を図ります。また、福祉バスの利用券交付を促進します。
旅客施設のバリアフリー化の推進	障がいのある人の利便性向上や社会参加促進のため、鉄道駅のバリアフリー化に向けて国や県に対して支援要請を行うとともに、交通事業者と連携して整備推進を図ります。
心のバリアフリー化の推進	安全な通行の支障となる迷惑駐車や放置自転車をなくすための啓発活動を行います。また、ハートフルパーキング等障がいのある人の専用駐車スペースの確保や適正な利用を図ります。
移動・外出支援策の拡充	地域生活支援事業の移動支援事業の充実をはじめ、福祉タクシー利用料金助成事業や有料道路料金割引、運転免許取得費助成、自動車改造費助成など、移動・交通にかかる各種制度の利用促進を図り、外出機会の創出に努めます。

## (5) 防災・防犯体制の整備

< 現状や課題 >

大規模な災害発生時に自力で避難することが困難な人、いわゆる災害時要援護者に対して、災害時の支援体制の整備が課題となっています。特に障がいのある人については、災害時に速やかに避難ができない人も少なくありません。本市では避難支援計画の策定により、本人等の申請に基づき、障がいの種類や程度を考慮した災害時要援護者の登録を行っています。併せて、区長を中心とした自主防災組織の設立の促進による支援体制も構築されつつあります。今後は、障がいの種類や特性を考慮し、さらには個人情報保護の観点を踏まえ、地域の方々の理解と協力により、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援体制の整備が求められます。一方、防犯に関しては、障がいがある故に消費トラブル等の被害者となってしまうケースがみられます。地域ぐるみによる防犯体制を強化し、犯罪被害を未然に防ぐための取り組みが必要です。

< 施策の方向性 >

防災対策については、自助・地域（近隣）の共助を基本とした災害要援護者の支援計画を作成し、要援護者及び避難支援者等への避難に関する情報伝達体制の整備、プライバシーに配慮した要援護者情報の共有・活用の推進に努めます。また、要援護者の避難行動支援計画や体制の具体化を図ります。防犯については、地域での理解や協力を得ながら防犯活動の充実を促すとともに、未然に防ぐことができるよう防犯知識の周知や情報提供を行っていきます。また、早期発見や事後の苦情・相談体制についても関係機関との連携により強化を図っていきます。

## 防災・防犯対策の充実

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
迅速な災害情報の伝達	防災無線やケーブルテレビ、ファックス、電子メールなど様々な情報伝達手段を活用し、障がいの特性に応じた迅速な情報提供に努めます。
防災意識の普及・啓発	防災訓練や各種講座、広報活動を通じて知識の普及や心構えなど防災意識の高揚を図ります。
防災等支援用具の給付	給付対象となる障がいのある人の世帯に対し、火災警報器や自動消火器、情報通信装置など支援用具の普及を図り、在宅における防災体制の強化に努めます。
未然防止等防犯対策の充実	障がいのある人が消費者被害や犯罪に遭わないように、市消費者センターなど関係機関と情報交換に努め、未然防止対策を充実します。

## 災害時要援護者への支援体制の整備

< 具体的な取り組み施策 >

取り組み	概要
災害時要援護者支援体制の確立	地域における自主防災組織の充実や強化、「災害時要援護者避難支援計画」に基づく災害時要援護者の登録の推進など、各町内の協力を得るとともに防災マニュアル・ハザードマップの活用など適切な支援体制の整備・充実に努めます。
避難所の充実	災害時に広域避難所となる施設について、バリアフリー化などの整備を進めます。
福祉避難所の確保	福祉施設等との協定など、広域避難所での生活が困難な人でも避難生活を送ることのできる場の確保や充実について検討します。
避難所等における支援対策	避難所での介護やコミュニケーション支援として、福祉サービス事業所やボランティア等との連携の検討や相談窓口の設置などについて検討を行います。